

重 要 事 項 説 明 書

【 居宅介護支援事業所 芳賀赤十字病院 】

2024.12

1. 事業所概要

【居宅介護支援事業者の指定番号及び通常の事業実施地域】

事業所名	居宅介護支援事業所 芳賀赤十字病院
所在地	〒321-4317 栃木県真岡市中萩二丁目10番地1
電話番号	0285（83）3282
FAX番号	0285（82）6847
介護保険指定番号	0970900072 (平成11年12月1日栃木県知事指定)
通常の事業実施地域	真岡市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町

【事業所の職員体制】

管理者(主任介護支援専門員)	1名	従業員の管理及び事業の管理
介護支援専門員	1名以上	指定居宅介護支援の提供

【営業時間及び休日】

営業日 月～金曜日	午前 8時30分～午後 5時15分
(休日)	土・日曜日、祝祭日及び年末年始(12/29～1/3) 7月1日(創立記念日)

2. 支援内容

- ① 要介護者の依頼を受けて、心身の状態、置かれている環境、本人及びその家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画を作成します。
- ② 要介護者が居宅サービスを利用する際、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介、位置付けた理由を求めることが可能です。
- ③ 居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者、その他の者との連絡調整を行います。
- ④ 医療と介護の連携強化の為、平時より医療機関との連携促進に努めます。
(尚、入院する必要がある場合は入院先へ担当介護支援専門員の所属・氏名を伝えていただく必要があります)
- ⑤ 指定居宅介護支援の提供を行う為、月に1回以上利用者宅を訪問します。
- ⑥ 末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメントにおいて、速やかな対応が行えるよう努めます。
- ⑦ 居宅サービス計画に位置付けた訪問介護(生活援助中心型)において、利用回数が基準より多い場合には、市町へ当該計画の届出を行います。

- ⑧ 障害福祉制度の相談支援専門員との連携促進の為、特定相談支援事業者との連携に努めます。
- ⑨ 契約締結後は介護保険法に基づき自立支援に向けて公正中立に支援いたします。
- ⑩ その他の居宅介護支援業務を行います。

3. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の養護・虐待等の防止のため、次の措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に実施します。

4. 利用料金

① 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので、自己負担はありません。

ただし、介護保険適用の場合でも保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合は、一旦1ヶ月当たりの料金をお支払いいただきます。

その場合、当事業者からサービス提供証明書を発行いたしますので、このサービス提供証明書を後日、市町村の介護保険係の窓口へ提出しますと、払い戻しを受けることが出来ます。

- ② 居宅介護支援費、加算等につきましては別紙・1の通りです。
- ③ 交通費は無料です。

5. 相談・苦情窓口

居宅介護支援に関する相談及び苦情等については、当該従事者(介護支援専門員)又は、下記の窓口までお申し出ください。

記

機関の名称	住 所	電話番号
真岡市介護保険担当窓口	真岡市荒町 5191	0285-83-8094
益子町介護保険担当窓口	益子町益子 2030	0285-72-8867
茂木町介護保険担当窓口	茂木町茂木 155	0285-63-5603
市貝町介護保険担当窓口	市貝町市塙 1280	0285-68-1113
芳賀町介護保険担当窓口	芳賀町祖母井 1020	028-677-6015
栃木県国民保険団体連合会 介護福祉課介護サービス担当	宇都宮市本町 3-9 栃木県本町合同ビル 6F	028-643-2220

上記のとおり、介護保険の利用にあたり「居宅介護支援事業所 芳賀赤十字病院」から説明を受け、趣旨を理解いたしましたので同意します。

____年 ____月 ____日

本人・家族氏名 印

【基本利用料】

居宅介護支援費（Ⅰ） （1単位／10.21円）

要介護1. 2 1,086単位／月 要介護3. 4. 5 1,411単位／月

【加算】

・初回加算（300単位／月）

新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し居宅サービス計画を作成した場合

・入院時連携加算Ⅰ（250単位／月）

利用者が入院した日のうち、又は入院の日以前に病院等職員に必要な情報提供をした場合

・入院時連携加算Ⅱ（200単位／月）

利用者が入院した日から3日以内に病院等職員に必要な情報提供をした場合

・退院、退所加算（入院期間中1回を限度）

カンファレンス参加無	連携1回：450単位、連携2回：600単位
カンファレンス参加有	連携1回：600単位、連携2回：750単位
	連携3回：900単位

医療機関や介護保険施設等を退院・退所する際、医療機関等の職員と面談をし、必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整をした場合

・通院時情報連携加算（50単位／月）

利用者が医師や歯科医師等の診察を受けるときに同席し、医師や歯科医師等に対して利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行うとともに、医師や歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けたうえで、居宅サービス計画に記録した場合

・緊急時等居宅カンファレンス加算（200単位／月2回を限度）

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、居宅サービスの調整を行った場合

・ターミナルケアマネジメント加算（400単位／月）

在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握したうえで、心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス事業者に提供した場合

・介護職員等処遇改善加算

処遇改善加算を除いた一か月あたりの総単位数に2.1%を乗じた単位数